

ショートステイはまなす園 利用料金表

令和6年6月1日 現在

● 介護度別サービス利用料金

利用者の要介護度と利用料金		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス基本料金		451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
② 機能訓練体制加算		12 円		12 円				
③ 看護体制算加算Ⅲ・Ⅳ		—		35 円				
④ サービス提供体制加算Ⅰ		22 円		22 円				
⑤ 夜勤職員配置加算Ⅰ		—		13 円				
A：自己負担額 (1日)	1割負担	485 円	595 円	685 円	754 円	827 円	897 円	966 円
	2割負担	970 円	1,190 円	1,370 円	1,508 円	1,654 円	1,794 円	1,932 円
	3割負担	1,455 円	1,785 円	2,055 円	2,262 円	2,481 円	2,691 円	2,898 円
B：居住費	第1段階	0 円						
	第2段階	370 円						
	第3段階①②	370 円						
	第4段階	855 円						
C：食 費	第1段階	300 円						
	第2段階	600 円						
	第3段階①	1,000 円						
	第3段階②	1,300 円						
	第4段階	1,450 円						
1日あたりの費用 A+B+C	第1段階	785 円	895 円	985 円	1,054 円	1,127 円	1,197 円	1,266 円
	第2段階	1,455 円	1,565 円	1,655 円	1,724 円	1,797 円	1,867 円	1,936 円
	第3段階①	1,855 円	1,965 円	2,055 円	2,124 円	2,197 円	2,267 円	2,336 円
	第3段階②	2,155 円	2,265 円	2,355 円	2,424 円	2,497 円	2,567 円	2,636 円
	第4段階(1割負担)	2,790 円	2,900 円	2,990 円	3,059 円	3,132 円	3,202 円	3,271 円
	第4段階(2割負担)	3,275 円	3,495 円	3,675 円	3,813 円	3,959 円	4,099 円	4,237 円
	第4段階(3割負担)	3,760 円	4,090 円	4,360 円	4,567 円	4,786 円	4,996 円	5,203 円

□ 利用者負担額の減額について

第1段階	①世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方。 ②生活保護を受けている方。
第2段階	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円以下の方。 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。(単身：650万円以下、夫婦：1650万円以下)
第3段階①	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円を超え、120万円以下の方 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。(単身：550万円以下、夫婦：1550万円以下)
第3段階②	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間120万円を超える方。 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。(単身：500万円以下、夫婦：1500万円以下)
第4段階	①上記以外の方。 ②配偶者が市町村民税をを課税されている方。 ③一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方。

□ 加算料金（介護給付対象）

※負担割合が2割の方は以下の加算が2倍、3割の方は3倍になります。

加算・減算項目の種類	摘 要	
機能訓練指導体制加算	12円/日	常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合に加算されます。
看護体制加算(Ⅲ)	12円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。※前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であること。
看護体制加算(Ⅳ)	23円/日	看護職員数が一定数を満たし、看護職員又は病院等との24時間の連絡体制があり、看護職員不在時における対応策が整備されている場合に加算されます。※前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であること。
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22円/日	指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。
夜勤職員配置加算Ⅰ	13円/日	夜間の職員配置で基準を上回る配置を行っている際に加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 14 %	この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員等の職員の処遇改善に充てられます。介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けるための加算です。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	下記の①～③の要件を満たす場合加算ができる。 ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を定期的に行っていること。 ②見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。以上の要件を満たした場合に加算されます。

□ 上記金額以外で必要に応じて以下の介護サービス加算が算定される場合があります。（介護給付対象）

加算・減算項目の種類	摘 要	
送迎加算	片道につき 184円	居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に加算されます。
療養食加算	8円/回	医師の指示（食事箋）に基づく療養食を提供した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症の利用者の方に対し、個別に担当者を決め必要に応じたサービスを提供する場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない緊急の利用をした場合に、利用を開始した日から7日を限度に加算されます。
短期生活長期利用者提供減算	-30円/日	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している方に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算されます。（連続で61日以上ショートステイ利用した場合さらに減算になりますがショートステイはまなす園の場合併設型のため30日越えの場合と同単位数になります。）
看取り連携体制加算	64円/日	ショートステイ利用中に看取りの対応をした場合に加算されます。（死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度）
口腔連携強化加算	50円/回	事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り所定単位数を加算されます。
医療連携強化加算	58円/日	緊急性が高く主治医と連絡が取れないなどの場合でも適切な対応を受けることで、症状の悪化を防ぐことができるよう協力医療機関と取り決めを行った場合に加算されます。（利用者要件による）

□ その他の費用（介護給付対象外）

サービスの種類	費用	内 容
食事代	1,450円/日	朝食410円、 昼食520円、 夕食520円 ※下記の時間以降に、利用が中止または終了となった場合は料金をご負担していただきます。 朝食…前日18：00、 昼食…当日9：30、 夕食…当日14：30
喫茶代	120円/品	喫茶「いっぷく」をご利用いただいた場合。
電気代	30円	個人使用の電気製品（テレビ・電気毛布等）を持込、使用した場合。 ※消費電力の小さいもの。
	60円	個人使用の電気製品（在宅酸素）を持込、使用した場合。
生活日用品	実 費	ご利用者の日常生活で要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるもの。